



平成23年5月24日

各位

上場会社名 センコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード 9069 東証一部・大証一部)
問合せ先 総務部長 鷲田 正己
(TEL. 06-6440-5155)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月29日開催予定の第94回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業の拡大・多様化に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するものです。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮することができ、また社外取締役として有為な人材を招聘し易い環境を整備するため、善意で、かつ重大な過失無くして取締役又は監査役に責任が生じた場合に法定の限度額の範囲内で取締役会の決議によりその責任を免除できる旨の規定を、また、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成23年6月29日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成23年6月29日 |

以上

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (省略)</p> <p>(18)</p> <p>(19) 下記物品の輸出入および販売業</p> <p>(イ) 石油およびその他燃料類、石油製品、合成繊維、繊維原料、塗料</p> <p>(ロ) 建築資材、鉄鋼材、包装資材、合板</p> <p>(ハ) 食料品、衣料品、日用雑貨、洋品雑貨、寝装品、事務用品、防火器具、貴金属</p> <p>(ニ) 自動車、自動車部品、通信機器、自動販売機</p> <p>(新 設)</p> <p>(20) ～ (省略)</p> <p>(30)</p> <p>第3条 ～ 第27条</p> <p>(省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(18)</p> <p>(19) 下記物品の輸出入および販売業</p> <p>(イ) 石油およびその他燃料類、石油製品、<u>化学品、合成樹脂、電子材料、合成繊維、繊維原料、塗料</u></p> <p>(ロ) 建築資材、鉄鋼材、包装資材、<u>運搬資材、合板</u></p> <p>(ハ) 食料品、<u>酒類、飲料水</u>、衣料品、日用雑貨、洋品雑貨、寝装品、事務用品、防火器具、貴金属、<u>家具</u></p> <p>(ニ) 自動車、自動車部品、<u>産業用運搬車輛、荷役運搬機械、電子機器、通信機器、自動販売機、家庭用電気製品、空調機器</u></p> <p>(20) 古物売買業</p> <p>(21) ～ (現行どおり)</p> <p>(31)</p> <p>第3条 ～ 第27条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第 28 条 ~ 第 35 条</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 36 条 ~ 第 39 条</p> <p>(省 略)</p> | <p><u>ことができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 29 条 ~ 第 36 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(監査役 の 責 任 免 除)</u></p> <p><u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 38 条 ~ 第 41 条</p> <p>(現行どおり)</p> |

以 上